

仕様表 1 **特定木造建築物（木造軸組構法）用**

建築基準法施行規則第1条の3に基づく、表2に規定されている特定木造建築物に関して、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び2面以上の断面図に代えて各図面に明示すべき事項を「仕様表」として作成することができます。対象となる建築基準関係規定は、建築基準法施行令第三章第二節及び第三節となっています。以下にその条文と判断基準を示していますので、実際の設計仕様を記載し、法適合の判断を行ってください。

根拠条文と設計に反映すべき基準を参考に、実際に行った設計仕様で該当する項目の□に✓（☑）をしてください。
また、設計仕様等の記載が必要な項目は、具体的に記載してください。（各条項の規定に適合する内容であることが必要です。）

建築主名							
設計者名(本仕様書作成者:複数の場合はすべて記載)							
建築場所	建築物用途	構造	階数	延べ面積			

根拠条文（建築基準法施行令）	基準（判断）等	設計仕様 （規則第1条の3の「仕様表」に対応する内容）	備考
第二節 構造部材等 （構造部材の耐久） 第37条 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防錆若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。	構造耐力上主要な部分で腐食、腐朽、摩耗の恐れのあるものは必要な措置した材料を使用する。	[選択] <input type="checkbox"/> 腐食、腐朽、摩耗の恐れのある材料を構造耐力上主に使用しない <input type="checkbox"/> 腐食、腐朽、摩耗防止のための措置をした材料を使用する ※以下に記載する [使用する部分と材料及び措置方法を記載]	「構造耐力上主要な部分」とは（施行令第2条三号）基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）、で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。
（基礎） 第38条 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。	基礎は、建築物に作用する荷重及び外力、地盤沈下等に対して構造耐力上安全なものとする。	<input type="checkbox"/> 荷重及び外力、地盤沈下等に対して構造耐力上安全である	※第2項以下の項目が適合することにより基礎の構造耐力上の安全性が確認される
2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。	異種構造基礎の併用は禁止	<input type="checkbox"/> 異種構造を併用していない ※以下に記載する。 [併用する場合はその構造方法と構造上の安全性の確認方法と結果を記載]	
3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ13又は延べ面積3,000㎡を超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積1㎡につき100KNを超えるものにあつては、基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合は、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。	平成12年建設省告示第1347号に適合（以下の基準に適合すること） ・支持地盤の種別、位置及び許容応力度 ・許容応力度に応じた基礎種類の選定 ・基礎底部の位置 ・凍結深度と地盤面からの深さ ・基礎の底部に作用する荷重の数値と算出方法 ・木ぐい及び常水面の位置 ・基礎の種類ごとの鉄筋の配筋 高さ13mを超える又は延べ面積3,000㎡を超える建築物の場合 最下階に作用する荷重が100KN/㎡超の場合、基礎の底部（基礎杭使用の場合は杭の先端）を良好な地盤に達すること	平成12年建設省告示第1347号の規定に適合する（以下の項目について具体的に記載） ① 地盤改良の有無（選択） <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※ありの場合は具体的な工法等を以下に記載 ② 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度の設定根拠（以下のいずれかによる：選択） <input type="checkbox"/> 地盤調査（国土交通大臣が定める調査方法（告示：平成13年国土交通省告示第1113号）を具体的に記載） <input type="checkbox"/> 施行令第93条に基づく地盤の種類に応じた数値（地盤の種類とその種類を確認した方法を記載） ③ 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度 _____ KN/㎡ ④ 上記の許容応力度に基づく基礎の種類（以下のいずれかを選択）	告示：平成12年建設省告示第1347号 建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件 告示：平成12年建設省告示第2009号 免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件 告示：平成13年国土交通省告示第1113号 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を定める件

		<p> <input type="checkbox"/> くい基礎 (20KN/㎡未満) <input type="checkbox"/> ベタ基礎 (20KN/㎡から 30KN 未満) <input type="checkbox"/> 布基礎 (30kn/n 以上) ⑤ 基礎の底部の位置 (地盤面からの深さ) 凍結深度 (地盤面からの深さ) とその根拠 ⑥ 木ぐいを使用する場合は、くいの仕様と常水面の位置 ⑦ 基礎の立ち上がり部分の高さと厚さ、及び底盤の厚さ ⑧ 鉄筋の仕様 主筋： その他鉄筋： </p> <p>※基礎の仕様 (配筋を含む) については、別途構造詳細図を添付する。</p>	
<p>4 前二項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。</p>	<p>[適用除外] 平成 12 年建設省告示第 1347 号に基づく構造計算による場合は、2 項と 3 項は適用しない。</p> <p>[参考：関連告示] 平成 14 年国土交通省告示第 474 号 平成 14 年国土交通省告示第 667 号</p>	<p>[選択] <input type="checkbox"/> 2 項、3 項の適用除外を受けない <input type="checkbox"/> 適用除外を受ける (構造計算書を添付)</p>	<p>告示：平成 12 年建設省告示第 1347 号 建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件</p> <p>告示：平成 14 年国土交通省告示第 474 号 特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める等の件</p> <p>告示：平成 14 年国土交通省告示第 667 号 テント倉庫建築物の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める等の件</p>
<p>5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。</p>	<p>杭打ち時は、打撃力等の外力に対して構造耐力上安全なものであること。</p>	<p>[選択] <input type="checkbox"/> 杭打ちを行わない <input type="checkbox"/> 杭打ちを行う (杭打ち時、打撃力等に対して構造耐力上安全である)</p>	
<p>6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合には、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。</p>	<p>木杭は常水面下にあるようにする (平家の木造建築物に使用する場合を除く。)</p>	<p>[選択] <input type="checkbox"/> 平屋の建築物である <input type="checkbox"/> 木ぐいは使用しない <input type="checkbox"/> 木ぐいを使用する (常水面下に施工する)</p>	
<p>(屋根ふき材等) 第 39 条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。</p>	<p>屋根葺き材等は風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないこと。 ※内装材を含んでいる。</p>	<p>[以下について該当する材料について具体的に記載] 屋根葺き材の固定 (選択及び記載) <input type="checkbox"/> 瓦以外の材料で葺く <input type="checkbox"/> 瓦で施工 (以下の部位ごとに緊結方法を記載) ① 平部の方法</p>	<p>告示 昭和 46 年建設省告示第 109 号 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件</p>
<p>2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。</p>	<p>屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭和 46 年建設省告示第 109 号に適合すること。</p>	<p>② むね部の方法 ③ 軒・けらばの方法</p>	

令和6年11月暫定版

		<p>屋外に面する部分のタイル等の緊結（選択及び記載）</p> <p><input type="checkbox"/>屋外にタイルは使用しない</p> <p><input type="checkbox"/>タイルを使用する（緊結方法を記載）</p> <p>太陽光システム等の防錆処置</p> <p><input type="checkbox"/>太陽光システムを設置しない</p> <p><input type="checkbox"/>システムを設置する（防錆処置方法を記載）</p>	
<p>3 特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。）の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。</p>	<p>「特定天井」は、平成25年国土交通省告示第771号の構造方法に適合すること。</p>	<p>[選択]</p> <p><input type="checkbox"/>特定天井はない</p> <p><input type="checkbox"/>特定天井がある</p>	<p>告示：平成25年国土交通省告示第771号 特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件</p> <p>（特定天井の定義）</p> <p>吊り天井※1で、次に全てに該当するもの</p> <p>○居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの</p> <p>○高さが6mを超える天井の部分で、その水平投影面積が200㎡を超えるものを含むもの</p> <p>○天井面構成部材等※2の単位面積質量（天井の面積の1㎡当たりの質量をいう。）が2kgを超えるもの</p> <p>※1：天井のうち、構造耐力上主要な部分又は支持構造部から天井構成部材を吊り材により吊り下げる構造の天井をいう</p> <p>※2：天井面構成部材並びに照明設備その他の建築物の部分又は建築物に取り付けるもの（天井材以外の部分のみで自重を支えるものを除く）であって、天井面構成部材に地震その他の振動及び衝撃により生じる力を負担させるものをいう。</p>
<p>4 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。</p>	<p>特定天井で腐食等の恐れのある材料を使用する場合は防腐等の措置をした材料を使用数する。</p>	<p>[特定天井がある場合で防腐等の措置を必要とする材料は措置方法を具体的に記載]</p>	
<p>第三節 木造 （適用の範囲）</p> <p>第40条 この節の規定は、木造の建築物又は木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分に適用する。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が10㎡以内の物置、納屋その他これらに類する建築物については、適用しない。</p>	<p>木造建築物としての構造規定が適用される建築物を規定</p>		
<p>（木材）</p> <p>第41条 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものでなければならない。</p>	<p>木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないこと。</p>	<p><input type="checkbox"/>節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による欠点はない</p>	
<p>（土台及び基礎）</p> <p>第42条 構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部には、土台を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。</p> <p>一 当該柱を基礎に緊結した場合</p> <p>二 平家建ての建築物（地盤が軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内にあるものを除く。次項において同じ。）で足固めを使用した場合</p> <p>三 当該柱と基礎とをだば継ぎその他の国土交通大臣が定める構造方法により接合し、かつ、当該柱に構造耐力上支障のある引張応力が生じないことが国土交通大臣が定める方法によって確かめられた場合</p>	<p>柱で最下階の部分に使用するものの下部には、土台を設けること。</p> <p>[適用除外：以下のいずれかに該当]</p> <p>① 柱を基礎に緊結</p> <p>② 平家建ての建築物で足固めを使用※</p> <p>③ 柱と基礎とをだば継ぎなど、平成28年国土交通省告示第690号の構造方法により施工</p>	<p>[選択]</p> <p><input type="checkbox"/>最下階の柱にすべて土台を設けている</p> <p><input type="checkbox"/>土台を設けていない柱がある</p> <p>[土台のない場合の施工方法は以下のいずれか：選択]</p> <p><input type="checkbox"/>柱を基礎に緊結</p> <p><input type="checkbox"/>平屋で足固めを行う</p> <p><input type="checkbox"/>告示第690号による構造方法により施工</p> <p>※上記構造方法については、別途構造詳細図を添付する。</p>	<p>※長野県内には地盤が軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域はない</p> <p>（根拠告示：昭和62年建設省告示第1897号 建築基準法施行令第42条第1項の規定に基づく地盤が軟弱な区域として特定行政庁が区域を指定する基準）</p> <p>告示：平成28年国土交通省告示第690号 柱と基礎とを接合する構造方法等を定める件</p>
<p>2 土台は、基礎に緊結しなければならない。ただし、平家建ての建築物で延べ面積が50㎡以内のものについては、この限りでない。</p>	<p>土台は、基礎に緊結する。</p>	<p>[選択]</p> <p><input type="checkbox"/>平家建てで延べ面積が50㎡以内である</p> <p><input type="checkbox"/>土台は、基礎に緊結している</p>	
<p>（柱の小径）</p> <p>第43条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及び桁行方向の小径は、それぞれ</p>	<p>平成12年建設省告示第1349号により算出された割合以上であること。</p>	<p>[以下により柱の小径を計算：選択]</p> <p><input type="checkbox"/>（公財）日本住宅・木材技術センターの早見表</p>	<p>告示：平成12年建設省告示第1349号 構造耐力上主要な部分である横架材の相互</p>

令和6年11月暫定版

<p>れの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、桁その他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、建築物の用途及び規模並びに屋根、外壁その他の建築物の部分の構造に応じて国土交通大臣が定める割合以上のものでなければならない。</p>		<p><input type="checkbox"/> 同上の計算ツール <input type="checkbox"/> 構造計算</p> <p>※柱の小径の検討結果については別途作成の図書による。</p>	<p>間の垂直距離に対する木造の柱の小径の割合等を定める件</p>
<p>2 地階を除く階数が二を超える建築物の一階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及び桁行方向の小径は、13.5 cmを下回ってはならない。ただし、当該柱と土台又は基礎及び当該柱とはり、桁その他の横架材とをそれぞれボルト締その他これに類する構造方法により緊結し、かつ、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。</p>	<p>3階以上の建築物の柱の小径は 13.5 cm 以上とする。 [適用除外] 平成12年建設省告示第1349号に定める基準に従った構造計算によって安全性を確認する。</p>	<p>[選択] <input type="checkbox"/> 2階建て以下である <input type="checkbox"/> 3階建て以上である</p> <p>[3階を超える場合は柱の小径寸法を記載] _____ cm [選択] <input type="checkbox"/> 柱の小径は13.5 cm以上である <input type="checkbox"/> 柱の小径は13.5 cm未満（構造計算書を添付）</p>	<p>告示：平成12年建設省告示第1349号 木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件</p>
<p>3 法第41条の規定によって、条例で、法第21条第1項及び第2項の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和する場合には、当該条例で、柱の小径の横架材の相互間の垂直距離に対する割合を補足する規定を設けなければならない。</p>	<p>長野県内には条例制定なし。</p>		<p>法第21条：大規模の建築物の主要構造部等</p>
<p>4 前3項の規定による柱の小径に基づいて算定した柱の所要断面積の1/3以上を欠き取る場合においては、その部分を補強しなければならない。</p>	<p>柱の1/3以上欠き取る場合においては、その部分を補強する。</p>	<p>[選択] <input type="checkbox"/> 1/3以上欠き取る柱なし <input type="checkbox"/> 1/3以上欠き取る柱あり</p> <p>[補強方法を記載]</p>	
<p>5 階数が二以上の建築物における隅柱又はこれに準ずる柱は、通し柱としなければならない。ただし、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合には、この限りでない。</p>	<p>隅柱、準ずる柱は、通し柱とする。 [適用除外] 接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強する。</p>	<p>[選択] <input type="checkbox"/> 隅柱、準ずる柱は、通し柱である <input type="checkbox"/> 隅柱、準ずる柱は、通し柱でない</p> <p>[補強方法を記載]</p>	
<p>6 構造耐力上主要な部分である柱の有効細長比（断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。以下同じ。）は、150以下としなければならない。</p>	<p>柱の有効細長比（断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。）は、150以下とする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 有効細長比は、150以下である</p> <p>[具体的な計算結果の数値を記載]</p> <p>※注意点：吹き抜けに面する柱がある場合は、最下階（土台）から最上階（はり、けた等）までが横架材間距離となる。</p>	
<p>（はり等の横架材） 第44条 はり、けたその他の横架材には、その中央部附近の下側に耐力上支障のある欠込みをしてはならない。</p>	<p>はり、けたその他の横架材には、その中央部附近の下側に耐力上支障のある欠込みをしない。</p>	<p><input type="checkbox"/> はり、けた等の中央部附近の下側に耐力上支障のある欠込みなし</p>	
<p>（筋かい） 第45条 引張力を負担する筋かいは、厚さ1.5 cm以上で幅9 cm以上の木材若しくは径9 mm以上の鉄筋又はこれらと同等以上に引張力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたものを使用したものとしなければならない。</p>	<p>引張筋かいは以下のいずれかによる。 ① 厚さ1.5 cm以上幅9 cm以上木材又は9 mm以上鉄筋 ② 昭和56年建設省告示第1100号によるもの ③ 国土交通大臣の認定を受けたもの</p>	<p>[選択] <input type="checkbox"/> 厚さ1.5 cm以上幅9 cm以上木材又は9 mm以上鉄筋 <input type="checkbox"/> 上記に適合しない（以下のいずれかを記載）</p> <p>[告示1100号の仕様を記載]</p> <p>[大臣認定品 認定番号]</p>	<p>告示：昭和56年建設省告示第1100号 建築基準法施行令第46条第4項表一（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件</p>
<p>2 圧縮力を負担する筋かいは、厚さ3 cm以上で幅9 cm以上の木材又はこれと同等以上に圧縮力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたものを使用したものとしなければならない。</p>	<p>圧縮力筋かいは以下のいずれかによる。 ① 厚さ3 cm幅9 cm以上木材 ② 昭和56年建設省告示第1100号によるもの</p>	<p>[選択] <input type="checkbox"/> 厚さ3 cm幅9 cm以上木材 <input type="checkbox"/> 上記に適合しない（以下のいずれかを記載）</p>	<p>告示：昭和56年建設省告示第1100号 建築基準法施行令第46条第4項表一（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以</p>

令和6年11月暫定版

	<p>るもの</p> <p>③ 国土交通大臣の認定を受けたもの</p>	<p>[告示1100号の仕様を記載]</p> <p>[大臣認定品 認定番号]</p>	<p>上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件</p>
<p>3 筋かいは、その両端の端部を、柱又ははりその他の横架材に、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結しなければならない。この場合において、そのいずれか一方の端部を緊結する位置は、当該柱と当該横架材との仕口の部分でなければならない。</p>	<p>① 筋かいは、両端部を柱又ははりなど横架材に、ボルト、かすがい、くぎ等の金物で緊結する。</p> <p>② いずれか一方の端部を緊結する位置は、当該柱と当該横架材との仕口の部分であること。</p>	<p>[以下の両方に適合が必要]</p> <p><input type="checkbox"/>両端部を柱又ははりなど横架材に、ボルト、かすがい、くぎ等の金物で緊結している</p> <p><input type="checkbox"/>いずれか一方の端部は柱と横架材との仕口の部分である</p>	
<p>4 筋かいには、欠込みをしてはならない。ただし、筋かいをたすき掛けにするためにやむを得ない場合において、必要な補強を行ったときは、この限りでない。</p>	<p>筋かいには、欠込みしない。</p> <p>[適用除外]</p> <p>たすき掛けの場合は、必要な補強を行う。</p>	<p>[選択]</p> <p><input type="checkbox"/>欠き込みはない</p> <p><input type="checkbox"/>欠き込みあり</p> <p>[欠き込みがある場合補強方法を記載]</p>	
<p>(構造耐力上必要な軸組等)</p> <p>第46条 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした建築物にあっていうのは、全ての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及び桁行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組を釣合い良く配置しなければならない。</p>	<p>木造軸組み構造は各階の張り間方向及び桁行方向に、壁又は筋かいを入れた軸組を釣合い良く配置する。</p> <p>ただし、次項以下に適合することにより適用を除外することができる。</p>	<p>[木造軸組み構造の基本事項]</p> <p>※判断基準はなし</p>	
<p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する木造の建築物又は建築物の構造部分については、適用しない。</p> <p>一 次に掲げる基準に適合するもの</p> <p>イ 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小はりその他これらに類するものを除く。以下この号において同じ。）に使用する集成材その他の木材の品質が、当該柱及び横架材の強度及び耐久性に関し国土交通大臣の定める基準に適合していること。</p> <p>ロ 構造耐力上主要な部分である柱の脚部が、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎に緊結している土台に緊結し、又は鉄筋コンクリート造の基礎に緊結していること。</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって、構造耐力上安全であることが確かめられた構造であること。</p> <p>二 方づえ（その接着する柱が添木その他これに類するものによって補強されているものに限る。）、控柱又は控壁があつて構造耐力上支障がないもの</p>	<p>適用除外となる要件（次の①又は②）</p> <p>① 以下のすべてに該当すること。</p> <p>ア 構造耐力上主要な部分が昭和62年建設省告示第1899号の基準に適合</p> <p>イ 構造耐力上主要な柱の柱脚が一体の鉄筋コンクリート造の布基礎等に緊結</p> <p>ウ 和62年建設省告示第1899号による構造計算により安全性を確認</p> <p>② 方づえ、控え柱等があつて構造耐力上支障がないもの。</p>	<p><input type="checkbox"/>適用除外となる建築物である</p> <p>[適用除外となる根拠を記載 構造計算が必要な場合は添付]</p>	<p>告示：昭和62年建設省告示第1899号 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件</p>
<p>3 床組及び小屋ばり組には木板その他これに類するものを国土交通大臣が定める基準に従って打ち付け、小屋組には振れ止めを設けなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。</p>	<p>① 床組及び小屋ばり組には平成28年国土交通省告示第691号による木板などを設ける。</p> <p>② 小屋組には振れ止めを設ける。</p> <p>[適用除外]</p> <p>昭和62年建設省告示第1899号による構造計算によって安全性を確認する。</p>	<p>[選択]</p> <p><input type="checkbox"/>床組及び小屋ばりに木板その他これらに類するものを告示に定める方法により設ける</p> <p><input type="checkbox"/>小屋組には振れ止めを設ける</p> <p><input type="checkbox"/>上記いずれかを構造計算により安全性を確認する</p> <p>①床組及び小屋ばりの火打ち材等の具体的な施工方法の仕様を具体的に記載</p> <p>※床組及び小屋ばりに木板その他これらに類するものとして、火打ちばり、構造用合板（根太レス工法含む）などによる構法がある</p> <p>③ 構造計算を行った部分（床組、小屋ばり、振れ止め）を記載</p>	<p>告示：平成28年国土交通省告示第691号 床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件</p> <p>告示：昭和62年建設省告示第1899号 木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件</p>

令和6年11月暫定版

<p>4 階数が二以上又は延べ面積が50㎡を超える木造の建築物においては、第1項の規定により配置する軸組は、当該建築物の各階に作用する水平力により構造耐力上支障のある変形又は破壊が生じないよう木材、鉄筋その他必要な強度を有する材料を使用した壁又は筋かいが有効に設けられたものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを、当該建築物が地震及び風圧に対して構造耐力上安全なものとなるように国土交通大臣が定める基準に従って設置するものでなければならない</p>	<p>① 軸組仕様：昭和56年建設省告示第1100号に定める仕様の軸組みあるいは国土交通大臣の認定を受けた構造であること。 ② 必要な壁量：上記告示に基づく必要壁量に適合すること。 ③ 配置基準：平成12年建設省告示第1352号に定める軸組の配置基準(1/4バランス)に適合すること。 ④ 小屋裏物置(直下階面積の1/8以上が該当)がある場合は壁量計算において面積に算入していること。</p>	<p>① 構造耐力上必要な軸組の仕様を記載(複数ある場合は主要な仕様を記載) ② 必要な壁量計算の方法(選択) <input type="checkbox"/> (公財)日本住宅・木材技術センターの早見表 <input type="checkbox"/> 同上の計算ツール <input type="checkbox"/> 構造計算 ③ 小屋裏物置の有無(直下階面積の1/8以上が該当) <input type="checkbox"/> あり(上記壁量計算に面積算定を要する。) <input type="checkbox"/> なし ※上記の構造耐力上必要な軸組の計算過程及び計算結果、計算結果に基づく軸組みの配置及びすべての仕様は申請図書として作成して添付する。</p>	<p>告示：昭和56年建設省告示第1100号 建築基準法施行令第46条第4項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件 告示：平成12年建設省告示第1352号 木造建築物の軸組の設置の基準を定める件 ※以下については、改正後の昭和56年建設省告示第1100号に統合されている。 ① 平成12年建設省告示第1351号「木造の建築物に物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積を定める件」 ② 改正前施行令第46条第4項の表一(軸組の種類と倍率)</p>
<p>(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口) 第47条 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の国土交通大臣が定める構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結しなければならない。この場合において、横架材の丈が大きいこと、柱と鉄骨の横架材とが剛に接合していること等により柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずるおそれがあるときは、当該柱を添木等によって補強しなければならない。</p>	<p>平成12年建設省告示第1460号の構造方法に適合すること。 柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずるおそれがあるときは、柱を添木等によって補強する。</p>	<p><input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分の継手又は仕口の補強を行う [以下により使用する金物仕様を検討：選択] <input type="checkbox"/> 告示第1460号による選択 <input type="checkbox"/> N値計算法による <input type="checkbox"/> 構造計算による ※使用する金物は別途作成の図書による <input type="checkbox"/> 柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずる恐れがある [具体的な補強方法を記載]</p>	<p>告示：平成12年建設省告示第1460号 木造の継手及び仕口の構造方法を定める件</p>
<p>2 前項の規定によるボルト締には、ボルトの径に応じ有効な大きさと厚さを有する座金を使用しなければならない。</p>	<p>座金を使用</p>	<p><input type="checkbox"/> ボルト締めの場合ボルトの径に応じ有効な大きさと厚さを有する座金を使用する</p>	
<p>(外壁内部等の防腐措置等) 第49条 木造の外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用しなければならない</p>	<p>木造の外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用する。</p>	<p>[選択] <input type="checkbox"/> 外壁は鉄網モルタル塗等腐りやすい構造ではない <input type="checkbox"/> 軸組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙等を使用する [具体的な使用材料を記載]</p>	
<p>2 構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、地面から1m以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。</p>	<p>柱、筋かい、土台は地面から1m以内の部分には、有効な防腐措置を講ずる。 必要に応じて、しろありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずる。</p>	<p><input type="checkbox"/> 柱、筋かい、土台は地面から1m以内の部分には、有効な防腐措置を講ずる [使用材料ごとの防腐、防蟻処理の方法を記載]</p>	